

# “問題社員”の法的対応と実務対策セミナー

～問題社員に適切に対処するためのケース別実務対策を解説～

開催のご案内

業務命令を無視するなどの勤務態度不良の社員、職務能力が著しく不足している社員、無断で遅刻・早退・欠勤をする社員、病気を理由に満足な労務提供をしない社員、ハラスメント行為に及ぶ社員、私生活上で問題を引き起こす社員など、いわゆる「問題社員」と呼ばれる従業員はどちらの会社にも一定割合は存在していると言われています。

こうした「問題社員」は、職場の雰囲気害し、離職を招き、また生産性の著しい低下を引き起こしかねません。会社としては、このような事態となることを回避するために、当該社員に対し、すみやかに適切な対処をし、職場の環境を回復する措置を講じなければなりません。

しかしながら、多くの会社では、「問題社員」としての認識が足りないがゆえに放置してしまったり、「問題社員」への適切な対処方法が分からないがゆえに、より大きなトラブルとならないように「はれもの」扱いをしてしまったりするケースがまま見受けられます。

職場の環境を整備し良好に保つことは雇用主である会社の責務ですが、会社がどのような対処をすることができるのかを知り、法的な視点や判例を踏まえた上で対応策を実施することは、かかる責務を果たすうえで大変重要なことです。これを知らずに対処したことにより、トラブルに発展し、会社側が責任を問われるようなこともあり得ます。

そこで、当協会では、労働問題を専門分野とされる弁護士の塚越先生をお招きし、裁判例から見た問題社員のケース別対策や注意点を分かりやすく解説するセミナーを企画いたしました。この機会に、是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。

\* 日 時

..... 講 師 .....

令和6年12月11日(水)  
13:30～17:00

\* 会 場

広島商工会議所ビル307号室(3階)  
＜広島市中区基町5-44＞  
※会場に駐輪場・駐車場はありません



石寄・山中総合法律事務所  
パートナー弁護士

**塚越 賢一郎 氏**

\* 参加費

広島経協会員 1名 7,000円  
会 員 外 1名 10,000円

※ 資料代を含む

東京大学法学部卒業。2009年弁護士登録。幅広い分野で活躍され、特に労働法分野の実務対策には明るい。セミナーの講師としてもわかりやすい解説が定評。

主な著書に「個別労働紛争解決の法律実務」(共著)「労働契約解消の法律実務(第2版)」(共著)等多数

\* 定 員 24名

\* 申込締切 12月4日(水)但し、定員になり次第締め切らせていただきます。

\* その 他 ①参加費は申込み後、お早目に次の口座にお振込み下さい。なお、振込手数料は、参加費に含まれておりませんので、各自ご負担願います。

・広島銀行本川支店 広島県経営者協会 普通預金口座 (No.0288624)

・もみじ銀行広島中央支店 広島県経営者協会 普通預金口座 (No.1855314)

②締切日以降の取消及び欠席の場合でも参加費は申し受けます。

③領収書の発行は省略し「振込金受取書」又は「お取引明細票」を領収書に代えさせていただきます。

《講習内容》

第1. 問題社員とは何か

第2. 問題社員への対応に関する基本的認識

採用段階(労働契約締結時)/待遇段階(労働契約展開時)/解消段階(労働契約終了時)

第3. 問題社員に対応するための権限

監督・管理・懲戒の権限の区別/普通解雇・懲戒解雇・即時解雇の区別

第4. 問題タイプ別—社員対応の留意点

1 能力不足社員への対応策

採用時の注意点/教育指導・注意のあり方/解消時の注意点

2 健康不良社員への対応策

採用前の健康診断実施/病気欠勤への対応/休職開始時の実務対応/復職時の実務対応/私傷病と業務災害の区別・対応/病気と障害の区別・対応

3 勤務態度不良社員への対応策

採用前の注意点/勤務態度不良の類型/改善手続の手法/記録(メモ)の重要性

4 服務規律違反社員への対応策

転勤・出向命令の拒否/セクハラ・パワハラ・マタハラの行為/企業秘密の漏洩/兼業行為

5 私生活上の非行社員への対応

飲酒運転/痴漢

6 新しい問題タイプ別トラブルメーカーへの対応策

常習的な内部通報/日常労務指揮権の無視(勝手な残業)/職場での無許可録音・録画/ブログ・SNS等への業務に関連する投稿/ハラメントと騒ぐ行為

□申込み・問合せ先：広島県経営者協会

〒730-0011 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6階  
TEL 082-221-6844 FAX 082-221-6830  
E-mail: [info@hiroshima-keikyo.jp](mailto:info@hiroshima-keikyo.jp) <http://www.hiroshima-keikyo.jp>

----- 必要事項をご記入の上、切り取らずこのままFAXにてお送り下さい -----

広島県経営者協会 行  
(FAX 082-221-6830)

※ “問題社員” の法的対応と実務対策セミナー(12/11)参加申込書

会社名

所在地 〒

申込担当者役職氏名

TEL

FAX

役職(所属)名	氏名	役職(所属)名	氏名

※参加費 円× 名 = 円は、 月 日付、 広銀 ・ もみじにて振込みます。

ご記入いただいた内容は、本事業に関する確認・参加者名簿の作成等にさせていただきますが、その他の目的での使用は一切ございません。